

療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉水信明	鳥国医第三、六八六号	昭和六十三年三月二十九日
赤星進二郎	鳥国医第三、六八九号	昭和六十三年四月七日
井上明彦	鳥国医第三、六九〇号	昭和六十三年四月十一日
辰見剛	鳥国医第三、六九五号	昭和六十三年五月二日
吉田一成	鳥国医第三、六九七号	昭和六十三年四月二十二日
松本和賀子	鳥国薬第六五七号	昭和六十三年三月二十九日
平井和也	鳥国薬第六五八号	昭和六十三年四月十一日
足立佐知子	鳥国薬第六五九号	昭和六十三年五月十一日
淺井剛	鳥国薬第六六〇号	"
伊藤敏行	鳥国薬第六六一号	"

鳥取県告示第六百四十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿字鋤ヶ崎二一五	昭和六十三年五月二十三日
野田外科医院	倉吉市塚町三丁目七三一	"

鳥取県告示第六百四十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年一月から昭和六十三年三月までに収去した肥料の検査の結果の概要を、同条第六項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 登録肥料

肥料の種類	保証票添付者	分析検査		保証票その他検査	備考
		分析点数	うち不合格点数		
蒸製骨粉	株式会社組合貿易	3	0		
なたね油かす及びその肥料	株式会社組合貿易	3	0		
ひまし油かす及びその肥料	伊藤製油株式会社	3	0		
混合有機質肥料	富山漁糧株式会社	3	0		

二 指定配合肥料

保証票添付者	分析検査		保証票その他検査	備考
	分析点数	うち不合格点数		
鳥取県経済農業協同組合連合会	3	0		

鳥取県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 武本 衛 倉吉市椋波三三二
 " 大田 勝美 " 大立七四五
 " 山根 哲邦 " 河来見五八一
 昭和六十三年六月二十一日就任 任期昭和六十五年三月十八日まで

鳥取県告示第六百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米金井手土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 石津 義章 日野郡溝口町大滝二九三
 " 森 田 耕司 " 大倉九〇二
 " 清水 正人 " 江府町大字吉原
 " 遠 藤 純男 " 溝口町富江六九五
 " 松 本 義正 " 一一五
 " 中島 俊文 " 籠原二八九
 " 権 代 隆夫 " 大倉一四九七
 " 長尾 良一 " 江府町大字大河原一〇一一

監事 木村 和 溝口町大滝二〇〇

長谷川 愛慶 富江六四

砂口 一正 江府町大字吉原

昭和六十三年四月二十三日就任 任期二年

鳥取県告示第六百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 喬 東伯郡赤碕町大字松谷三五三

谷本 伊勢雄 大字竹内五八〇

森田 康久 大字赤碕九九二

大黒 泰平 五五四―一

松本 時正 七四一

小倉 萬造 四〇六一―

門脇 芳雄 一七二九

入江 博志 大字別所四三六

西村 達雄 大字出上三八六

岸本 弘久 二〇八

中井 勲 大字竹内三七二

村上 幸望 三二〇

大本 勇司 大字光二二九

川上 福光 大字高岡四七一

財賀 幸紀 大字佐崎一四五

澤田 行光 大字出上一五―二七

丸本 忠良 東伯町大字八橋一七三五

鉄本 忠宏 一四九四

監事 石賀 伊達夫 赤碕町大字西宮四六八

大島 忠之 大字赤碕一五一九

高力 嗣男 大字高岡四五―

昭和六十三年六月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 喬 東伯郡赤碕町大字松谷三五三

谷本 伊勢雄 大字竹内五八〇

船越 好幸 大字赤碕六一

大黒 泰平 五五四―一

松本 時正 七四一

小倉 萬造 四〇六一―

門脇 芳雄 一七二九

入江 勝太郎 大字別所四四四

西村 達雄 大字出上三八六

岸本弘久	二〇八
中井勲	大字竹内三七二
石賀収	二九四
豊嶋信雄	大字光二三九
川上福光	大字高岡四七一
財賀幸紀	大字佐崎一四五
澤田行光	大字出上一五―二七
丸本忠良	東伯町大字八橋一七三五
鉄本忠宏	一四九四
入江忠夫	赤碓町大字宮木三一〇―一
監事 石賀伊瑛夫	大字西宮四六八
大島忠之	大字赤碓一五一九
高力嗣男	大字高岡四五―一

昭和六十三年六月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第六百四十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第一号	昭和六十三年四月二日	鳥取市布勢二四一	有限会社北脇材木店 代表取締役 北脇 資久
八木第一号	五月十九日	八頭郡智頭町大字口字波二二六	林 茂幸
米木第一号	四月一日	西伯郡会見町天万九四六一四	植田 茂
“ 第二号	“	“ 日吉津村大字日吉津一七五一二	有限会社佐々木組 代表取締役 佐々木 敏夫
“ 第三号	“	米子市東福原五三三	王子緑化株式会社大阪支店米子営業所 所長 草間 清広
“ 第四号	“	西伯郡岸本町丸山一四六九	松田 亮俊
“ 第五号	“	米子市日下五五五	船越 隆光
“ 第六号	“	“ 角盤町一―九六	吉岡 良
“ 第七号	“	“ 美吉二一七―三	白根 登
“ 第八号	“	“ 熊党三一九―七	矢田員 孝男
“ 第九号	“	西伯郡名和町大字名和一三九八一―	川島 正寿
“ 第一〇号	“	米子市蚊屋二八八一―	田辺 晋策
“ 第一一号	五月九日	米子市富益町四一三七―三	植田 建治
“ 第二二号	五月二十四日	西伯郡淀江町大字西原一―四五一―	有限会社橋本工務店 代表取締役 橋本 猛

製材業者

〃 第一三号	〃	五月三十一日	米子市旗ヶ崎二六二	外材産業株式会社	代表取締役 川崎 洋
日本第一号	〃	四月三十日	日野郡日野町黒坂二六九一	有限会社シンコウ産業	代表取締役 世垣 茂男

登録番号	登 録 年 月 日	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製四八号	昭和六十三年三月二十四日	八頭郡若桜町大字若桜五五	山田 幸稔
〃 第一号	〃 五月二十六日	〃 智頭町大字智頭二〇八一―四	協同組合智頭製材工業 理事長 玉木 久夫
米製第一号	〃 四月一日	西伯郡会見町天万九四六―四	植田 茂
〃 第二号	〃 五月二十五日	米子市西福原一―一	株式会社高力 代表取締役 高力 重儀

鳥取県告示第六百四十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、製材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	住 所 及 び 氏 名	登録取消年月日
昭和六十二年四月一日 八製第二七号	八頭郡若桜町大字若桜五五 山 田 勝 雄	昭和六十三年三月十四日

鳥取県告示第六百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・七号米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 境港市瀨ノ町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二号西福原皆生線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 米子市上福原字中大境地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十九号境中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 境港市元町地内

2 使用の部分 なし

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】